

非住宅用太陽光発電の共同調達支援事業仕様書

この非住宅用太陽光発電の共同調達事業（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、本事業における必要事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適切に履行しなければならない。

1 事業名

非住宅用太陽光発電共同調達支援事業

2 事業の目的

兵庫県（以下「県」という。）では 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、2030 年度再生可能エネルギー導入 100 億 kWh を目標に定め、導入拡大を進めている。

そこで、本事業は、太陽光発電導入を希望する県内の民間事業者（以下「導入希望者」という。）を募り、太陽光発電設備設置事業者（以下「設置事業者」という。）の選定を行い、導入希望者と設置事業者のマッチング等を行い共同で調達することによる価格低減を促すことで、再生可能エネルギーの利用を促進する「非住宅用太陽光発電の共同調達支援事業」（以下（本事業）という。）を実施する。

3 対象地域

兵庫県内全域

4 事業期間

連携協定締結の日から令和 10 年 3 月 31 日（金）

ただし、事業完了が令和 10 年 3 月 31 日を経過する場合、連携事業者は、令和 10 年 3 月 20 日までに、事業完了が有効期間を経過する理由を記載した書面を県に提出し、県の承認を受けるものとし、当該事業については、本協定に基づき実施するものとする。

5 事業の概要

本事業は、導入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すとともに、設置事業者の適格性等を支援事業者が審査することにより品質等を担保し、事業所用の太陽光発電（10kW以上）の普及拡大を図る事業である。

導入方法は、自己所有型、第三者保有方式（PPA 方式）※・（リース方式）から、導入希望者が導入検討を希望する方式により実施する。導入希望者が蓄電池の設置を希望する場合には別途提案することも可能とする。
なお、兵庫県は、共催または協力する市町とも連携の上、ホームページ等を活用し、本事業に関する広報等の支援を行うものとする。

※太陽光発電事業者の負担で導入希望者の敷地内に太陽光発電等を設置、所有、維持管理をし、発電された電気を導入希望者に供給する仕組み

6 事業の流れ

支援事業者は、以下の事項を実施することで、導入希望者と設置事業者を仲介し、本事業を円滑に実施する。

- (1) 支援事業者は、広告宣伝等を行い導入希望者を募集する。
- (2) 支援事業者は、導入希望者数等を集約し、事前に設定した基準に基づき選定した設置事業者に、導入希望者からの申込状況の情報提供を行う。
- (3) 支援事業者は、入札資格を付与した設置事業者を対象として、太陽光発電の設置費用に係る入札を実施し、安全及び確実かつ安価な価格で設置可能な設置事業者を決定する。
- (4) 支援事業者は、入札により決定した設置事業者の価格や太陽光発電設備導入スケジュールを導入希望者へ提示し、導入意思の確認を行う。
- (5) 設置事業者決定後、購入意思を示した導入希望者に対し、設置事業者が現場確認の上、個別に見積もりを行う。
- (6) 導入意思を示した導入希望者と設置事業者間で相対契約を締結し、太陽光発電を設置する。

7 事業内容

下記の内容について、随時県と協議の上、決定及び実施するものとする。

- (1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任
 - ア 当該事業を共催する県内市町(以下、「共催市町」という。)と原則として覚書を締結すること。
 - イ 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
 - ウ 業務の履行に当たっては、統括責任者及び業務責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。また、業務責任者は、実務を主導する立場として、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。
 - エ 実施体系図(兵庫県・共催市町、支援事業者、設置事業者、導入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの)を作成すること。(任意様式)
- (2) 事業実施計画の策定等
 - ア 事業計画の策定に係る市場調査及び市場分析を行うこと。
 - イ 事業実施計画を作成すること。
 - ウ 事業実施計画は広告の開始から運転開始までの計画について記載すること
- (3) 導入プランの作成
 - ア 導入方式については、導入希望者にとって最適な選択が可能となるよう、導入希望者の希望により自己設置、第三者保有方式(PPA方式)ま

- たはリース方式から選択できるようにすること。また、導入希望者により蓄電池の導入希望がある場合は、別途提案できるようにすること。
- イ 提供するプランは、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方が 10kW 以上のものとする。
- ウ プランについては、導入希望者が選択しやすいよう、価格の低減等について分かりやすい提案内容にすること。
- エ プランについては、協定締結後、県と協議の上、最終決定すること。

(4) 導入希望者に対する提案に基づく経済性のシミュレーション等

- ア 設置事業者が提案するプランについては、導入希望者が現状支払っている電気料金等に基づいて、経済性がわかるシミュレーション及びサービス内容、契約等の条件比較を行うこと。
- イ 導入希望者が本事業外で既に太陽光発電事業者等から提案を受けている場合、導入希望者の希望に基づき、設置事業者が提案するプランと当該提案について、サービス内容、契約等、総合的な経済性が分かるシミュレーション比較を行うこと。

(5) 広報

- ア 広報計画を策定し、効果的な広告宣伝等を行うこと。
- イ 広告内容については、県と協議して定めるものとする。また、広告に県または自治体の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の実情を把握すること。
- ウ 導入希望者向けのリーフレットを作成すること。支援事業者は業界団体や市町村等に配布するため、県に必要部数（上限 3 千部）を用意するとともに、リーフレットの電子データを提供すること。県はこのデータの全て及び一部を広報に自由に活用できるものとする。

エ 共催市町の広報宣伝に協力すること。

共催市町が活用する導入希望者向けのリーフレットについては、共催市町独自の記載が可能なスペースを設けるとともに、共催市町が指定する内容を掲載し、必要部数（共催自治体毎に上限 300 部）とリーフレットの電子データを提供すること。

県はこのデータの全て及び一部を広報に自由に活用できるものとする。

また、共催市町のリーフレットについては、支援事業者から共催市町に直接納品すること。

オ 共催市町以外の当該事業に協力する県内自治体の自治体名を、必要に応じ広報媒体に列記すること。

カ 設置事業者決定までに県内において導入希望者向けオンライン説明会を実施すること。また、設置事業者決定後、導入希望者向けに再度、オンライン説明会を実施すること。また、県が希望する場合、説明会実施後に本説明会の満足度や要望等の把握を目的にアンケート調査を実施すること。なお、調査内容は県と支援事業者との協議の上、決定することとする。

キ 本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得るものとする。

(6) ホームページの構築及び運用等

ア 本事業に係る Web サイト(以下、「総合サイト」という。)の構築(PC及びスマートフォンに対応したもの)、運用、メンテナンスを行うこと。

イ 総合サイトを使用した導入希望者及び設置事業者の募集、受付を行うこと。

ウ 総合サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ 総合サイトでは、県の許可を得た場合を除き、本事業以外の広報・宣伝を行わないこと。

オ 総合サイトに google アナリティクスなどを導入するなどアクセス状況等を把握し、県に報告すること。

(7) 設置事業者の公募及び選定等

ア 太陽光発電を安全及び確実かつ安価な価格で設置できる設置事業者を公募により選定するため、選定基準を作成の上、選定基準に基づき設置事業者の審査を行うこと。選定基準は以下を参考に県と協議の上、決定すること。

また、選定基準を満たした設置事業者による入札を行い、経済合理性の高い提案を提示した事業者を選定すること。

(ア) 太陽光発電設備の品質

(イ) 財務状況

(ウ) 類似事例実績

(エ) 電気工事業の許可

(オ) 施工瑕疵責任に関する保険加入

(カ) 施工期間中の損害に関する保険加入

(キ) その他、県が必要と認める内容

イ 入札において、設置事業者が提示する価格については、設備費や施工費の他、電力会社等に対する申請費、保守・点検費及びその他諸経費を含む一切の費用を含むものとする。ただし、荷重計算や構造計算に要する費用は含めないこと。

ウ 設置事業者の公募は、公平性を担保するため、総合サイトで行うとともに、スケールメリットを活かした価格低減を図るため、可能な限り多くの媒体を用いて幅広く行うこと。

エ 選定過程及び結果は、速やかに県へ報告すること。

オ 選定された設置事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書の内容は以下を参考に県と協議の上、決定すること。

(ア) 契約当事者

(イ) 設置事業内容

(ウ) 手数料等の定め及びその取扱い

- (エ) 契約日から太陽光発電設備導入完了日までの期限
 - (オ) 個人情報保護
 - (カ) 契約の解除または解約の取扱い
 - (キ) 善管注意義務
 - (ク) 規定外事項に関する取扱い
 - (ケ) 裁判管轄
 - (コ) 関係法令の遵守
 - (サ) 支援事業者と設置事業者間の責任の区分
 - (シ) 選定基準の遵守
 - (ス) トラブルに係る対応
 - (セ) その他県が必要と認める内容
- カ 設置事業者より兵庫県暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げるものに該当しない旨の誓約書を受領すること。
- キ 選定された設置事業者は、業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。
- ク 事業に伴う責めにおいて、支援事業者又は、設置事業者が負うものとして県及び共催市町は、負わないものとする。
- ケ 設置に関する苦情やトラブル等が発生しないよう、設置事業者は、関係法令を遵守して、太陽光発電の設置に当たること。
万が一、設置に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、設置事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告すること。
設置事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合には、支援事業者が案件を引き継ぎ、誠意を持って問題解決に当たるとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、設置事業者へ報告すること。
- コ 苦情やトラブル等については、上記(ケ)で作成した記録を付して、速やかに県へ報告すること。
- サ 選定された設置事業者の決定金額及び設置条件等を導入希望者へ提示し、現地調査等を踏まえ、最終的な見積金額を提示した上で、最終的な導入意思の確認を行うこと。
- シ 支援事業者は、太陽光発電の設置に関する契約が導入者及び設置事業者間で締結されるまでは、必要に応じて両者の手続き等について支援すること。
- ※ 太陽光発電の設置に関する契約は導入者と設置事業者の相対契約となるため、導入者と支援事業者間に契約関係は生じない。

(8) 設置事業者への支援

- ア 導入希望者と設置事業者が入札結果を基に契約締結に向け調整する際は、必要に応じ契約内容について十分な説明を行う等、協力すること。
- イ 太陽光発電設備の施工時においては、適宜、設置事業者の施工状況について、確認を行い、問題等がある場合は指導等を行うこと。
また、施工完了時においても、適宜、施工完了検査に同伴する等、施工品質の確保に努めること。

(9) 問い合わせ対応

- ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者において専用窓口の設置及び運用を行うこと。
- イ 問合せ及び苦情については、全て専用窓口で受付すること。
- ウ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成の上、研修を実施すること。
- エ 県及び市町に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。
- オ 専用窓口以外への問合せ及び苦情についても対応すること。
- カ 問い合わせ対応業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

※専用窓口は、問い合わせ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、県及び設置事業者へ報告、引継ぎを行うこと。

(10) アンケート調査

- ア 本事業に参加した県内事業者（途中辞退者も含む。）を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。
- イ アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組みを実施すること。

8 収益

支援事業者の収益は設置事業者から得る契約件数もしくは設置規模に応じた手数料とし、県に手数料率を報告すること。なお、料率の変更は原則として認めないが、特別な事情により変更を希望する場合には、事前に協議を行うものとする。ただし、手数料の金額は設置事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、導入者より直接利益を得る行為は禁止する。

9 事業スケジュール

導入希望者の募集開始：令和7年6月頃

導入希望者の募集終了：令和7年10月頃

設置事業者の決定：令和7年8月頃

現地調査、見積りの提示等：令和7年8月頃から令和8年3月31日(火)まで

太陽光発電の設置開始：令和7年11月頃から

なお、上記スケジュールについては、支援事業者決定後、県と調整することとする。

10 実績報告書の提出

支援事業者は、以下のものについて、毎年3月31日までに県に提出するとともに、毎月1回進捗状況を報告するものとする。また、県の求めに応じ、報告が必要な場合には別途対応すること。

(1) 実績報告書

- ・ 事業の実施状況
 - ・ 広報計画の実績
 - ・ 市町別の登録件数、契約件数、契約容量（kW）、導入手法（自己設置（FIT、非 FIT）、PPA 等）、温室効果ガス削減効果、契約破棄件数、窓口問い合わせ内容、県内事業者の活用状況 等
 - ・ その他、本県が必要と認める内容
- (2) チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ
- (3) その他
- ・ 事業実施にあたり行ったアンケートの集計結果 等

11 リスク管理

事業実施に伴うリスクについては、支援事業者がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

12 その他

- (1) 本業務の履行に当たり、適用を受ける法令、規定等を遵守すること。
- (2) 支援事業者は本事業を実施するにあたり、本県と密接な連絡を取り合い、本県の要求に応じて打ち合わせを行うこと。
- (3) 県内事業者の受注機会増大のための条件を設定する場合は、本県と協議の上、決定すること。なお、条件の設定においては必要に応じてサウンディング調査を実施すること。
- (4) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と支援事業者が協議したうえで決定する。
- (5) 支援事業者は、県から事業の実施状況等について問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。
- (6) 支援事業者は、本業務に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、事業実施期間中及び事業終了後を問わず、第三者に漏えいしてはならない。また、その他の目的に転用してはならない。ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においてはこの限りではない。
- (7) 本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法第 21 条から第 28 条の権利）は、原則、作者の許可を得ず、無償で行使することができる。
- (8) 兵庫県は、本事業について、支援事業者から提出された応募書類、実績、苦情等の報告その他必要な資料について、必要に応じ県内市町に提供するため、あらかじめ承知のこと。
- (9) 支援事業者は、導入希望者及び設置事業者募集の際に、次の事項について明示すること。
 - ア 支援事業者は、兵庫県を代理する権限を有するものでないこと。
 - イ 兵庫県が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。
- (10) その他、仕様書に疑義が生じたとき、仕様書によりがたい事由が生じたときなど、事業の実施にあたり事業に関して必要な事項が発生した場合は、県と支援事業者が協議したうえで決定する。